

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、高松市香西土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）香西北地区）を行うことについて平成20年5月12日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成20年5月27日から同年6月16日まで縦覧に供する。

平成20年5月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀